介高第924-57号 令和2年6月11日

各養護老人ホーム施設長 各特別養護老人ホーム施設長 各軽費老人ホーム施設長 各介護老人保健施設管理者 各介護療養型医療施設管理者 各介護医療院管理者 各介護医療院管理者 各有料老人ホーム設置者 各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者

様

群馬県健康福祉部 介護高齢課長 島田 和之

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」警戒度1における 高齢者施設での入居者への面会について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年6月13日に群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に おける警戒度が1~引き下げられます。※1

警戒度1における高齢者施設での面会については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の趣旨を踏まえ、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、「3密」の回避など、「新しい生活様式」(別添「実践例」参照)を厳格に実践し、多様な感染防止対策を徹底することにより、面会が可能となります。

各施設におかれましては、面会を行う場合、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、別紙事項に留意してください。

なお、警戒度1では、高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流が再開となりますが、外出時は、「新しい生活様式」を厳守ください。

担当:福 祉 施 設 係 027-226-2569 担当:保健·居住施設係 027-226-2566

別 紙

1. オンラインで の面会の実施に ついて 2. 建物の外(居室等 の窓ガラス越しを 含む)での面会の	・新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、利用者の方とその御家族等との間で、御家庭にいながらオンライン面会(テレビ電話システムやWebアプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会)を行っていただくことが望ましい。 ・オンライン面会については、厚生労働省事務連絡「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」を確認ください。 ・建物内へウイルスを持ち込まないため、入所者の体調を十分に考慮すること。・建物の外で、適切な距離をとった上での面会の実施・建物の外から居室等の窓ガラス越しでの面会の検討
実施について	なお、この場合でも次項3に留意すること。
	 ○下記に該当する面会者との面会は控えることを検討ください。 ・過去2週間以内に緊急事態宣言が発令されている都道府県や集団感染が確認されている地域に居住・滞在・勤務していた。 ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触があった。また、過去2週間以内に発熱があった。 ・健康状態(だるさ、吐き気、のどの痛み、嗅覚・味覚の異常)に問題がある。
3. 建物内での面会の 実施について	 ○面会方法については、以下を遵守するよう努めてください。 ・場所、日数(回数)、時間、事前予約、面会人数を限定すること。 ・入居者、面会者の発熱等の症状の有無をチェックし、発熱等が認められる場合は面会を控えること。 ・職員同席の下、施設入所時、面会前及び面会後に手指消毒を行うこと。 ・面会する場所の消毒をこまめに実施すること。 ・面会時、入居者、面会者、同席職員は、サージカルマスクを装着して、できる限りソーシャルディスタンス(2 m(最低 1 m))を確保すること。 ・会話は可能な限り真正面を避ける。また換気や3密の回避を図ること。 ・手を握る場合は、事前及び事後に手指消毒を着実に行うこと。なお、抱擁は避けることが望ましい。 ・面会者が自身の涙や鼻水を触らないよう注意すること。また、面会者が入居者の涙や鼻水を拭う等をしないよう注意すること。 ・面会者の氏名、面会日時、連絡先等について記録すること。
4. 各団体内での取扱い等について	・全国老人福祉施設協議会や全国老人保健施設協会など、各団体等から面会に関する通知等が発出されている場合は、当該通知等にも留意した対応をお願いします。

◎各施設においては、各施設ごとの状況に応じて、これまでに定めた ルール(取り扱い)に基づき、対応をいただきたいますようお願いします。

別 紕		
1. オンラインでの 面会の実施	・新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、利用者の方とその御家族等との間で、御家庭にいながらオンライン面会(テレビ電話システムやWebアプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会)を行っていただくことが望ましい。 ・オンライン面会については、厚生労働省事務連絡「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」を確認ください。	2
2. 建物の外(居室 等の窓ガラス越 しを含む)での 面会の実施	 ・建物内へウイルスを持ち込まないため、入所者の体調を十分に考慮すること。 ・建物の外で、適切な距離をとった上での面会の実施 ・建物の外から居室等の窓ガラス越しでの面会の検討なお、この場合でも次項3に留意すること。 	
	 ○下記に該当する面会者との面会は控えることを検討ください。 ・過去2週間以内に緊急事態宣言が発令されている都道府県や集団感染が確認されている地域に居住・滞在・勤務していた。 ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触があった。また、過去2週間以内に発熱があった。 ・健康状態(だるさ、吐き気、のどの痛み、嗅覚・味覚の異常)に問題がある。 	
3. 建物内での面会の実施	 ○面会方法については、以下を遵守するよう努めてください。 ・場所、日数(回数)、時間、事前予約、面会人数を限定すること。 ・入居者、面会者の発熱等の症状の有無をチェックし、発熱等が認められる場合は面会を控えること。 ・職員同席の下、施設入所時、面会前及び面会後に手指消毒を行うこと。 ・面会する場所の消毒をこまめに実施すること。 ・面会時、入居者、面会者、同席職員は、サージカルマスクを装着して、できる限りソーシャルディスタンス(2 m(最低1 m))を確保すること。 ・会話は可能な限り真正面を避ける。また換気や3密の回避を図ること。 ・手を握る場合は、事前及び事後に手指消毒を着実に行うこと。なお、抱擁は避けることが望ましい。 ・面会者が自身の涙や鼻水を触らないよう注意すること。また、面会者が入居者の涙や鼻水を拭う等をしないよう注意すること。 ・面会者の氏名、面会日時、連絡先等について記録すること。 	X.
4. 各団体内での 取扱い等	・全国老人福祉施設協議会や全国老人保健施設協会など、各団体等 から面会に関する通知等が発出されている場合は、当該通知等に も留意した対応をお願いします。	

[◎]各施設においては、各施設で定めたルール(取り扱い)に基づき、対応いただきますようお願いします。

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室)

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

高齢者施設等における オンラインでの面会の実施について

計4枚(本紙を除く)

Vol.834

令和2年5月15日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室 • 高齢者支援課 • 振興課 • 老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先 TEL:03-5253-1111(内線3975、3971、3979、3949)

FAX:03-3503-2740

事 務 連 絡 令和2年5月15日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高 齢 者 支 援 課 振 興 課 老 人 保 健 課

高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について

平素より、高齢者施設等の適切な運営にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等におかれては、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限をいただいているところですが、こうした事態下においては、利用者の方とそのご家族等との間で、ご家庭にいながらオンライン面会(テレビ電話システムや Web アプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会)を行っていただくことが望ましいです。

この度、オンライン面会を行う場合の留意点や、実際に利用を行っている事例 についてまとめましたので、管内市町村及び高齢者施設等に対し、周知いただき ますようお願いいたします。

※ 地域医療介護総合確保基金の ICT 導入支援事業(注:介護施設・事業所を対象)では、同事業により導入したタブレット端末等ハードウェアをオンライン面会に使用しても差し支えないこととしています。なお、同事業については、令和2年度補正予算において、①事業所規模に応じた補助上限額の引き上げ、②補助対象に Wi-Fi 購入・設置費(通信費は除く)追加 といった拡充をしております。

なお、同基金では、見守りセンサー導入に伴うWi-Fi工事(通信費は除く)への補助も行っているところ、令和2年度補正予算にて、補助上限額の引き上げを実施しております。

- 1 オンライン面会に必要な環境の整備
- (1) 必要となる備品等

(利用者側)

- ・オンライン面会は、テレビ電話システムや、Web アプリのビデオ通話機能等をご利用いただくことになりますが、これらが使用できるハード端末(パソコン、タブレット、スマートフォン等(以下、「パソコン等」という。)をご準備いただくことになります。
- ・高齢者施設等で保有するパソコン等のほか、利用者ご本人や、職員の 保有するパソコン等のご利用もご検討ください。その際、所有者の 同意を得るようにしてください。

(ご家族等側)

- ・ご家庭で保有するパソコン等をご利用ください。
- (2) オンライン面会を行うにふさわしい環境

(利用者側)

- ・ご家族の方が高齢者施設等に訪問されて面会する場合と同様、利用者 の個室や、専用個室、共有スペースの一画等で実施いただけます。そ の際、他の利用者や職員に会話内容が聞こえてしまうことのないよう、 衝立等で仕切る等して、プライバシーの確保に努めてください。
- ・職員が利用者に付き添い、パソコンやテレビ電話等の操作の補助を行 う場合は、利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましいです。
- ・Wi-Fi 等、通信環境のよい場所をご利用ください。

(ご家族等側)

- ・ご家庭で保有するパソコン等をご用意いただき、利用者に顔が見え、 声が聞こえるよう、適切な位置を確保ください。
- ・Wi-Fi 等、通信環境のよい場所をご利用ください。
- ・ご家庭でパソコン等が準備できない場合は、高齢者施設等と相談いただき、施設等内への感染経路を断つという趣旨に反しない範囲で、施設等の玄関等で実施いただくこともご検討ください。施設等の保有するパソコン等の貸与を行っていただくことになります。なお、その場合も、会話内容が聞こえないよう、プライバシーの確保に努めてください。

(3) 新型コロナウイルス感染対策の徹底

(利用者側)

- ・パソコン等の操作を行う場合には、当該パソコン等の消毒のほか、利 用者・職員の手指消毒を行ってください。
- ・飛沫感染防止のため、会話される利用者と補助を行う職員は、横に並 び画面の方向を向くようにし、1 mほど距離を空け、マスクの着用も 行ってください。

(ご家族等側)

・施設等内でオンライン面会を実施される際は、飛沫感染防止のため、 同席される方がいらっしゃる場合には、横に並び画面の方向を向くよ うにし、1mほど距離を空け、マスクの着用も行ってください。

2 利用者やご家族等の同意

オンライン面会を行うにあたり、Web アプリのビデオ通話機能を活用する際は、会話内容がWeb アプリを経由するため、個人情報保護の観点から、念のため利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましいと考えられます。

3 オンラインを行っている事例

テレビ電話等を用いて、利用者とご家族等の面会を実施している事例が ございますので、ご紹介いたします。

例 1 社会福祉法人 高津百春会

http://hyakusyunkai.com/2020/04/17/3385/

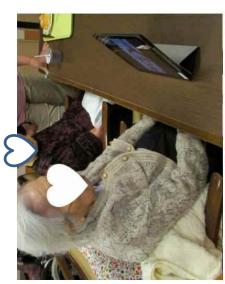
例 2 社会福祉法人 友興会 特別養護老人ホーム「グレイスホーム」 http://www.vukokai.or.jp/news/gracehome/detail.php?id=97

例3 社会福祉法人梓友会 特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」 https://ameblo.jp/ecclesia2018/entry-12592801572.html

【別添】

「オンライン面会の取り組み事例」

オンライン面会の取り組み事例





・職員(マスク着用)が利用者に付き添い



INE(ライン)のビデオ通話を利用した、 出典:社会福祉法人 高津百春会特別 養護老人ホーム「おだかの郷」HP オンライン「ビデオ面役」をスタート。

会を開始。



- 家族(マスク着用)が施設の1階ロビ

4)を使い、自宅や1階ロビーから面 テレビ電話やアプリの「Zoom」(ズ

特別養 出典:社会福祉法人友興会 特別養護老人ホーム「グレイスホーム JHD



- ・共有スペースの一画(上の写真)又は個 室(下の事例)で実施
- ・他の利用者と距離を置いて、会話内容
- 職員(マスク着用)が利用者に付き添い

アプリの"Skype(スカイプ)"を使った テレビ電話を活用。

護老人ホーム「エクレシア南伊豆」HP 出典:社会福祉法人梓友会 特別養